

第6次新座市行財政改革大綱（素案）の概要

1 大綱策定の趣旨

本市では、国や他の自治体に先駆けて、平成6年度に市政リストラ対策推進本部を設置したのを皮切りに、平成27年度まで5次にわたって行財政改革を推進し、職員定数の削減や職員に支給する諸手当の見直し、市の業務の民間委託化等の内部努力による経費節減に努めるとともに、各種制度の見直しや使用料・手数料の改定等、市民の理解と協力の下、積極的に取り組んできました。

そうした中で、現在取り組んでいる第5次新座市行財政改革大綱の推進期間が平成27年度をもって終了します。これまでの取組により、財源確保や経費節減が図られるなど、一定の成果は得られたものの、今後も、急速に進行する少子高齢化の影響等を受け、引き続き厳しい行財政運営が続くと考えられます。

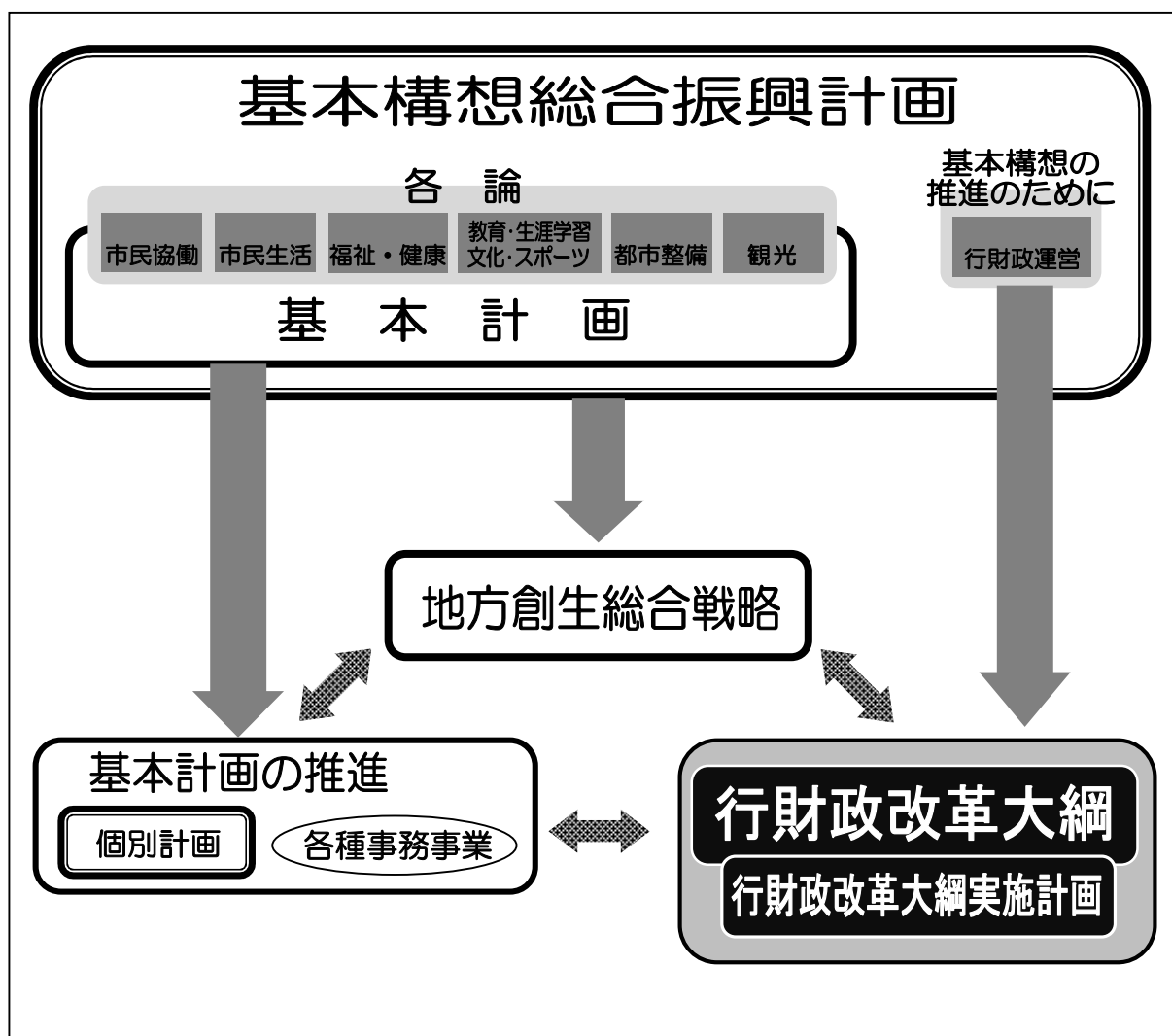
そこで、市では、更なる行財政改革に取り組むため、平成28年度から平成32年度までの5年間を推進期間とする第6次新座市行財政改革大綱を策定するものです。

2 大綱の位置付け

市の最上位計画である第4次新座市基本構想総合振興計画想（計画期間：平成23年度～平成32年度）にうたわれている「基本構想の推進のために 行財政運営」の項目の推進については、本大綱及び実施計画が担うこととし、また、基本構想に位置付けられた各分野の事業を推進する基本計画やその他の個別計画、各種事務事業の実施に当たっては、常に行財政改革の視点に立つ必要があることから、本大綱及び実施計画を下図のように明確に位置付けることにより、基本構想の一翼を担うものとして機能させることとします。

さらに、行財政改革の取組は、地方創生総合戦略に位置付けられる市街化調整区域の有効活用や観光都市づくりの推進などによる定住人口・交流人口の増加、企業誘致の推進、地域経済の活性化等の取組との関連も深いことから、同戦略との連携も図っていきます。

◆ 第4次基本構想及び基本計画と各種行政計画等との関係図



3 推進期間

第6次行財政改革大綱の推進期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間とします。

ただし、社会情勢の変化等に伴い、本大綱に変更の必要が生じた場合には、随時見直しを行うものとします。

4 基本方針及び推進事項

基本方針

経営的視点による持続可能な行財政運営の推進 ～将来にわたる質の高い市民サービスの提供を目指して～

本市では、平成6年度に市政リストラ対策推進本部を設置して以来、20年以上の期間にわたる行財政改革の取組において、既に様々な経費節減、事務事業の見直し等を行い、一定の成果を上げてきたところです。

しかしながら、高齢化の進行による医療・介護などの社会保障経費の増加や、生産年齢人口の減少による市税収入の伸び悩み、老朽化した公共施設の更新等への対応など様々な行政課題を抱えています。

また、本大綱の推進期間中においても様々な社会情勢の変化が起こり、市民のニーズもますます複雑・多様化が進むと考えられることから、こうした様々な行政需要への対応も求められています。

さらに、団塊の世代が75歳に到達する2025年には、社会保障経費の急増等により、これまでに経験のない極めて厳しい財政状況に直面することが予測され、税や社会保障の制度が現状のまま推移すると、市民サービスの維持・向上を図ることが非常に難しくなると見込まれます。こうした状況の中で、今後も引き続き質の高い市民サービスを持続的に提供していくためには、これまで以上に厳しい姿勢、大胆な発想で歳入の確保や歳出の削減を図り、危機感を持って健全な財政の維持に努めていかなければなりません。

そのため、今後は、新たな発想、新たな視点で将来の税収確保につながる投資効果の高い事業に積極的に取り組む中で、行政をつかさどる市職員一人一人がコスト意識などの経営感覚を一層強く持ち、行財政運営の大きな転換期となる2025年、更にはその先の将来をも見通しながら、これまで以上に経営的な視点に立って事務事業の執行に努めていくことが必要です。

そして、市民を始め、地域団体や企業など幅広い主体との連帯と協働を更に深めながら、人的資源（職員）や物的資源（公共施設等の市有資産）、財源（予算）、情報などの行政が有する限られた経営資源を無駄なく有効に配分・活用するとともに、真に必要な事業の「選択と集中」や受益と負担の適正化等を通じて、効率的で持続力のある行財政運営を推進していくことが重要です。

そこで、第6次行財政改革大綱においては、基本方針を「経営的視点による持続可能な行財政運営の推進 ～将来にわたる質の高い市民サービスの

提供を目指して～」と掲げ、この方針に基づく取組を推進することによって、自治体間競争の時代と言われる中であっても、多くの方に選ばれ、「住んでよかった、ずっと住み続けたい」と思っていただけまちの実現を目指します。

また、基本方針に基づき、次の三つの柱を掲げ、その実効性を確保することとします。

1 「連帯と協働による市民力・地域力の向上」

市民やNPO、地域団体、企業、大学などの多様な主体との連帯と協働による取組の更なる活性化や、ソーシャルメディアを始め、様々な媒体を活用した市民への積極的な情報発信により、市民力・地域力の向上を図ります。

2 組織力・職員力の向上

複雑・多様化する市民ニーズや社会変化に対して、全庁一丸となって迅速かつ的確に対応できる組織・体制の構築や、情報の共有、円滑な意思疎通による組織活性化の取組を推進します。また、様々な行政課題に対して職員一人一人が主体的に対応できるよう、能力向上と意識改革の推進するなど、職員力の向上に努め、ひいては組織全体の力を高めることで、市役所の更なる効率化、活性化に取り組みます。

3 新たな発想、新たな視点による行財政運営の推進

絶えず事務事業の見直しを行うことにより、増大する歳出を抑制するとともに、市民サービスの向上につながるなど投資効果の高い事業には大胆に財源を投入して取り組んでいきます。さらに、市税や税外債権等の徴収体制の強化に加え、新たな発想による歳入確保の取組を積極的に推進し、安定的な自主財源の確保に努めます。また、市役所新庁舎の開庁を行政運営の質的向上を図る好機と捉えて、窓口サービスの利便性向上や事務の効率化を推進します。さらに、指定管理者制度の導入など、民間活力を活用した取組を新たな視点から聖域なく進め、効率的な行政運営に努めます。

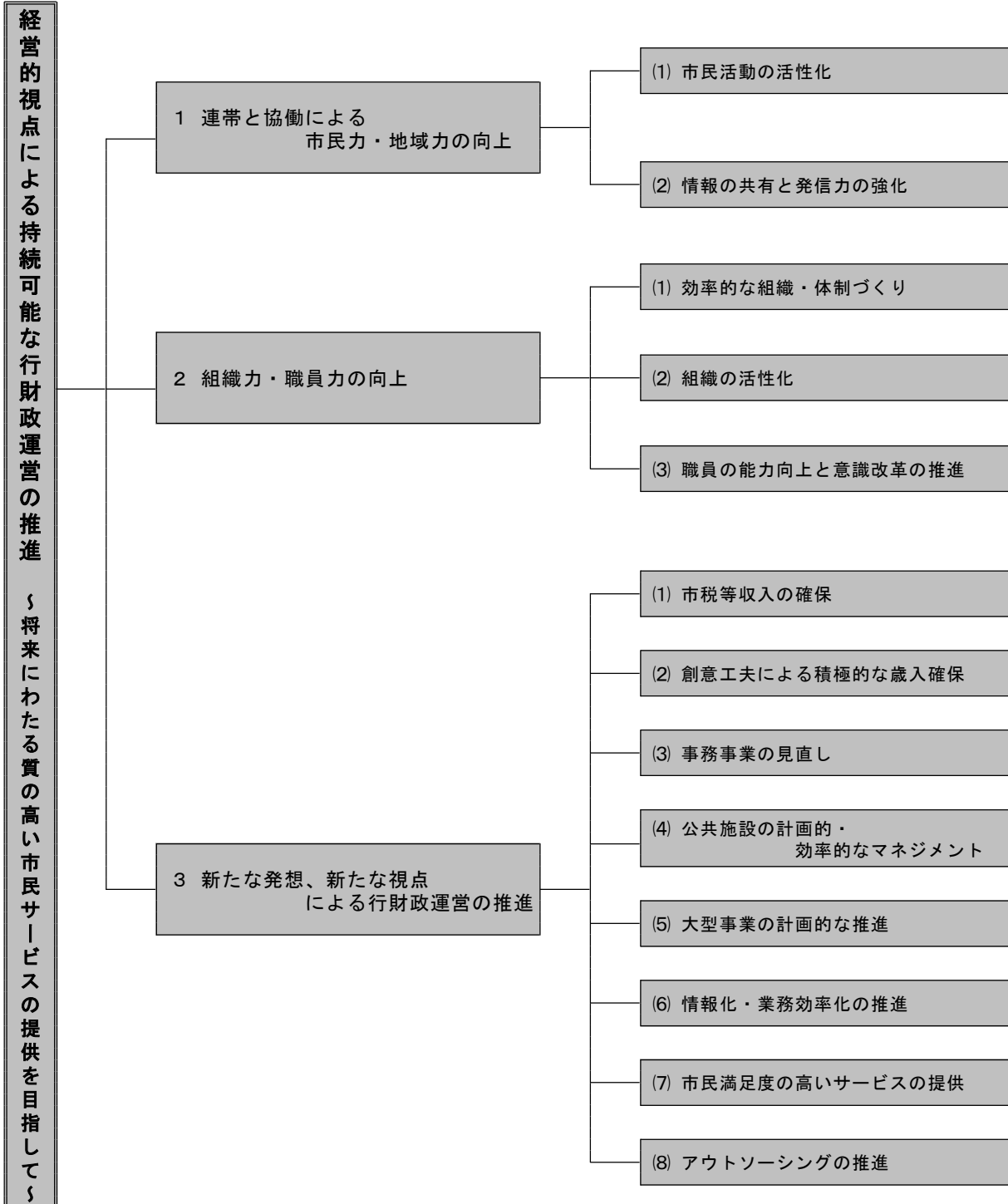
こうした基本方針や三つの柱を通じて、引き続き厳しい行財政運営が見込まれる中であっても、経営的な視点に立ち、財政状況の改善と並行して将来にわたり質の高い行政サービスの持続的な提供を目指します。

第6次行財政改革大綱 体系図

〈基本方針〉

〈三つの柱〉

〈推進事項〉



※ 推進事項に基づく具体的な取組内容は、本大綱の実施計画で示します。